

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

Q 平成27年7月1日以降に海外へ移住等する場合、所有する有価証券の含み益に対して出国時に所得税が課される場合があると聞きまして、具体的な場合について教えてください。

A 1 概要 平成27年度 税制改正において、国外転出時課税制度(「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」および「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例」)が創設され、平成27年7月1日から施行されます。この国外転出時課税制度は、国外転出をする時点で1億円以上の有価証券や未決済の信用取引などの対象資産を所有している一定の居住者に対して、国外転出の時に、国外転出の時の価額で対象資産の譲渡等があったものとみなして、その対象資産の含み益に対して所得税が課税される制度です。

2 対象資産とは 対象資産とは、有価証券(株式や投資信託など)、匿名組合契約の出資の持ち分、未決済の信用取引・発行日取引および未決済のデリバティブ取引(先物取引、オプション取引など)が該当します。所有する対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかは、国外転出時における有価証券等の価額に相当する金額(時価等)、未決済取引を算出した利益または損失の額に相当する金額の合計額を基準に判定します。

3 国外転出とは 国外転出とは、日本国内に住所および居所を有しないこととなることをい、1年以上国外に居住する予定で出国する場合などを指します。なお、この国外転出時課税制度において課税の対象となる「国外転出の時」とは、①対象者自身が国外転出をする時(国外転出時課税)のほか、②対象者が国外に居住する親族等(非居住者)へ対象資産の一部または全部を贈与する時(国外転出・贈与)の時、③対象者が亡くなり、相続または遺贈により国外に居住する相続人または受遺者が対象資産の一部または全部を取得する時(国外転出・相続)の時課税も含まれます。①では対象者が所得税の確定申告を行った時、②では対象者が所得税を納付し、③では対象者の相続人(包括受遺者を含みます)が対象者の準確定申告を行った時、それぞれ一定の要件の下、次の減額措置等が設けられています。

①対象者自身が国外転出をする時(国外転出時課税) ①では、対象者が国外転出の日から5年以内に帰国などした場合、帰国時まで引き続き所有等している対象資産について、国外転出時課税により課された所得税額を取り消すことができます。また、対象者が国外に居住する親族等(非居住者)へ対象資産の一部または全部を贈与する時(国外転出・贈与)時課税 ②では、贈与の日から5年以内に受贈者が日本に帰国した場合、帰国時まで引き続き受贈者が所有等している対象資産について、国外転出(贈与)時課税により課された税額を取り消すことができます。また、一定の要件の下、次の減額措置等が設けられています。

②では、対象者が国外に居住する親族等(非居住者)へ対象資産の一部または全部を贈与する時(国外転出・贈与)時課税 ②では、贈与の日から5年以内に受贈者が日本に帰国した場合、帰国時まで引き続き受贈者が所有等している対象資産について、国外転出(贈与)時課税により課された税額を取り消すことができます。また、一定の要件の下、次の減額措置等が設けられています。

③では、相続開始の日から5年以内に対象資産を取得した非居住者である相続人または受遺者が対象資産の一部又は全部を取得する時(国外転出・相続)時課税 ③では、相続開始の日から5年以内に対象資産を取得した非居住者である相続人等が所有等している対象資産の満了日における価額が相続開始の時の価額よりも下落している場合は、国外転出(贈与)時課税により課された税額を減額することができます。

小谷野幹雄(こやの・みきお) 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。 ホームページアドレス http://www.koyano-cpa.gr.jp/

に帰国した場合、帰国時まで引き続き受贈者が所有等している対象資産について、国外転出(贈与)時課税により課された税額を取り消すことができます。また、一定の要件の下、次の減額措置等が設けられています。